

第4編人事労務 育児・介護休業等に関する規程

公立大学法人宮城大学職員の育児休業，介護休業等に関する規程

平成21年4月1日

規程第69号

(目的)

第1条 この規程は，公立大学法人宮城大学就業規則（平成21年宮城大学規則第3号）第36条第3項の規定に基づき，職員の育児休業及び介護休業等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(法令等との関係)

第2条 育児休業及び介護休業等に関し，この規程に定めのない事項については，育児休業，介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児介護法」という。），その他の関係法令及び諸規程の定めるところによる。

2 前項に規定するもののほか必要な事項は，育児介護法と抵触しない限りにおいて，別に定められている宮城県の「学校職員の勤務時間，休暇等に関する条例（平成7年宮城県条例第8号）」，「職員の育児休業等に関する条例（平成4年宮城県条例第12号）」，「学校職員の勤務時間，休暇等に関する規則（平成7年宮城県人事委員会規則第8-6号）」，「職員の育児休業等に関する規則（平成11年宮城県人事委員会規則第8-7号）」，「職員服務規程（昭和35年宮城県訓令甲第25号）」，「職員の育児休業等に関する規程（平成4年宮城県訓令甲第3号）」，その他宮城県の関係例規及び通知等（以下「条例，規則等」という。）の例により，理事長が別に定める。

(育児休業の対象者)

第3条 育児のために休業することを希望する職員であって，3歳に満たない子と同居し，養育する者は，この規程に定めるところにより育児休業をすることができる。

(育児休業の申出)

第4条 育児休業をしようとする職員は，理事長が別に定めるところにより，理事長に申出るものとする。

第5条 理事長は，職員から前条に規定する申出があったときは，当該申出を拒むことができない。

2 前項の規定にかかわらず，次に掲げる職員のうち，労使協定で育児休業をすることができないものとして定められた職員に該当する職員からの育児休業の申出があったときは，理事長はその申出を拒むことができる。

一 引き続き雇用された期間が1年に満たない職員

二 育児休業の申出があった日から起算して1年以内に雇用期間が終了することが明らかな職員

三 1週間の所定勤務日数が2日以下の職員

(育児休業の期間等)

第6条 育児休業の期間は，子が3歳に達する日までを限度として，前条の申出がされた期間とする。

第4編人事労務 育児・介護休業等に関する規程

2 育児休業の期間の変更等については、理事長が別に定めるところによる。

(育児休業中の身分)

第7条 育児休業中の職員は、職員としての身分を有し、業務には従事しないものとする。

(給与)

第8条 育児休業をしている期間中については、給与を支給しない。

(退職手当の通算)

第9条 育児休業をしている職員の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、公立大学法人宮城大学退職手当規程（平成21年宮城大学規程第67号。以下「退職手当規程」という。）第5条第4項によるほか、理事長が別に定めるところによる。

(復帰)

第10条 育児休業を終了して復帰する職員については、原則として育児休業開始日前の職場に復帰させるものとする。ただし、組織の変更等やむを得ない事情がある場合には、この限りでない。

(年次有給休暇)

第11条 育児休業を終了して復帰する職員の年次有給休暇については、理事長が別に定めるところによる。

(育児短時間勤務)

第12条 職員は、小学校就学の始期に達するまでの子と同居し、当該子を養育するため申出した場合には、当該子がその始期に達するまで、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項各号に掲げるいずれかの勤務の形態により、当該職員が希望する日及び時間帯において勤務すること（以下「育児短時間勤務」という。）ができる。

2 第5条第2項（同項第2号を除く。）の規定は、前項の申出があった場合について準用する。この場合において、「前項」とあるのは「第12条第1項」と、「育児休業」とあるのは「育児短時間勤務」と読み替えるものとする。

3 育児短時間勤務の手続き、各種取扱いについては、育児休業と同様、理事長が別に定めるところによる。

(育児部分休業)

第13条 職員は、小学校就学の始期に達するまでの子と同居し、当該子を養育するため申出した場合には、1日の所定勤務時間内において2時間を超えない範囲内で、30分単位で育児部分休業を受けることができる。

2 第5条第2項（同項第2号を除く。）の規定は、前項の申出があった場合について準用する。この場合において、「前項」とあるのは「第13条第1項」と、「育児休業」とあるのは「育児部分休業」と読み替えるものとする。

3 育児部分休業の手続き、各種取扱いについては、育児休業と同様、理事長が別に定めるところによる。

第4編人事労務 育児・介護休業等に関する規程

(介護休業の対象者)

第14条 職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他条例、規則等で定められているところに準ずる者で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護をする場合は、この規程に定めるところにより介護休業をすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる職員のうち、労使協定で介護休業をすることができないものとして定められた職員に該当する職員からの介護休業の申出があったときは、理事長はその申出を拒むことができる。

- 一 介護休業の申出の日から93日以内に雇用期間が終了することが明らかな職員
- 二 引き続き雇用された期間が1年に満たない職員
- 三 1週間の所定勤務日数が2日以下の職員

(介護休業の申出)

第15条 介護休業をしようとする職員は、理事長が別に定めるところにより、理事長に申出するものとする。

(介護休業の期間等)

第16条 介護休暇の期間は、第14条第1項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月の期間内において必要と認められる期間を限度として、前条の申出がされた期間とする。

2 介護休業の期間の変更等については、理事長が別に定めるところによる。

(介護休業中の身分)

第17条 介護休業中の職員は、職員としての身分を有し、業務には従事しないものとする。

(給与)

第18条 介護休業については、その勤務しない全時間について1時間につき、公立大学法人宮城大学賃金規程（平成21年宮城大学規程第66号）第25条に規定する平均時間給を給与の額から減額する。

(退職手当の通算)

第19条 介護休業をしている職員の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、退職手当規程第5条第4項によるほか、理事長が別に定めるところによる。

(復帰)

第20条 介護休業を終了して復帰する職員については、原則として介護休業開始日前の職場に復帰させるものとする。ただし、組織の変更等やむを得ない事情がある場合には、この限りでない。

(年次有給休暇)

第21条 介護休業を終了して復帰する職員の年次有給休暇については、理事長が別に定めるところによる。

第4編 人事労務 育児・介護休業等に関する規程

(介護部分休業)

- 第22条 職員は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間の範囲内で、1時間単位の介護休業（以下「介護部分休業」という。）を受けることができる。
- 2 第14条第2項（同項第1号を除く。）の規定は、前項の申出があった場合について準用する。この場合において、「前項」とあるのは「第22条第1項」と、「介護休業」とあるのは「介護部分休業」と読み替えるものとする。
- 3 介護部分休業の手続き、各種取扱いについては、介護休業と同様、理事長が別に定めるところによる。

(介護時間)

- 第23条 職員は、要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことができる。
- 2 介護時間は、前項に規定する期間内において、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（第13条に規定する育児部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内で、必要とされる時間について30分を単位として行うものとする。
- 3 第14条第2項（同項第1号を除く。）の規定は、第1項の申出があった場合について準用する。この場合において、「前項」とあるのは「第23条第1項」と、「介護休業」とあるのは「介護時間」と読み替えるものとする。
- 4 介護時間の手続き、各種取扱いについては、介護休業と同様、理事長が別に定めるところによる。

(雑則)

- 第24条 この規程に定めるほか、職員の育児休業、介護休業等に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 (H21.4.1 第1回理事会)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行日の前日において、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条の規定により育児休業（時間単位のものも含む）の承認を受けている職員であって、施行日において公立大学法人宮城大学（以下「法人」という。）の職員であるものは、この規程の定めるところにより育児休業等が承認されたものとみなす。
- 3 この規程の施行日の前日において、学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年宮城県条例第8号）第15条の規定により介護休暇（時間単位のものも含む）の承認を受けている職員であって、施行日において法人の職員であるものは、この規程の定めるところにより介護休業等が承認されたものとみなす。
- 4 第5条第2項第一号及び第14条第2項第二号で規定する引き続き雇用された期間については、公立大学法人宮城大学の職員以前の宮城県職員としての引き続きいた在職期間を含むものとする。

第4編人事労務 育児・介護休業等に関する規程

附 則 (H24.3.28 第53回理事会)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (H26.3.26 第81回理事会)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (R2.3.25 第159回理事会)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。